

2021年11月改訂

契約年齢範囲
被保険者：50歳～80歳

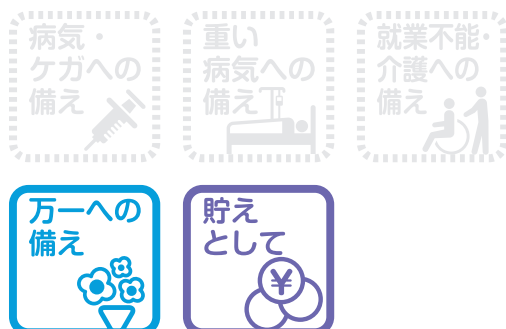
※主契約の保険料払込期間により異なります。

保険設計書 (契約概要) 兼 商品パンフレット

5年ごと利差配当付終身保険

終身保険パイオニアE

一生涯にわたる保障をご準備いただける保険です



特徴

1

一生涯にわたり
万一の保障を準備することができます。

特徴

2

万一の保障にかえて
年金でお受け取りいただくことができます。

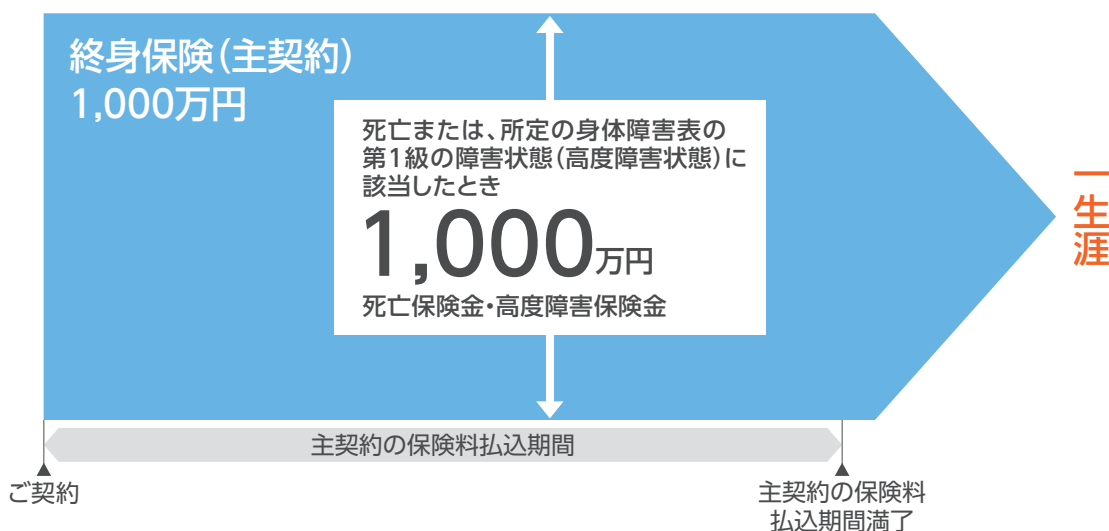
年金への移行には当社所定の条件があります。

この冊子をご覧になるにあたって

- この冊子は、「商品パンフレット」「ご契約時の留意事項」で構成されています。
- おすすめプランをあわせてお渡しする場合、おすすめプランと「ご契約時の留意事項」をあわせてものが「保険設計書(契約概要)」となります。ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、この保険設計書(契約概要)は、ご契約後も大切に保管してください。
- この保険設計書(契約概要)に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。
- ご契約の際には、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。
- この保険設計書(契約概要)は、おすすめするプランをご説明するものであり、ご契約内容の写しではありませんので、ご契約後の保障内容については「保険証券」を必ずご確認ください。

「終身保険パイオニアE」のしくみ

ご契約例 ●終身保険(主契約) 死亡保険金額……1,000万円 (特約を付加しない場合)



●死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅します。



ご契約の経過年月数によっては、死亡保険金額がそれまでにお払い込みいただいた主契約の保険料累計額を下回ることがあります。

特約について

傷害特約

リビング・ニーズ特約

重度がん保険金前払特約

代理請求特約

- 特約を付加する際には、付加できる契約年齢範囲など所定の条件があります。
- 保険料一時払いのご契約には、傷害特約は付加できません。

詳しくは、「ご契約時の留意事項」の **② 傷害特約について**、**③ リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約について**、**④ 代理請求特約について** をご覧ください。

主契約の保険料払込期間満了後の特約の継続について

主契約の保険料払込期間満了後、80歳まで傷害特約を継続することができます。この場合の特約保険料の払込方法(回数)は、新年掛または月掛のみ取り扱います。

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。詳しくは、当社ホームページ(裏表紙参照)をご覧ください。か、または当社の担当者などにご確認ください。

万一の保障にかえて 年金でお受け取りいただくことができます。

主契約の保険料払込期間満了後、
「マイコース(保障内容変更制度)」のご利用により、
所定の範囲内で保障内容を変更できます。

年金コース

(主契約の全部を年金に移行した場合)

セカンドライフに 年金を確保したい方へ

- 死亡・高度障害保障にかえて、年金をお受け取りいただくコースです。
(この場合、死亡・高度障害保障は消滅します)
- 10年確定年金、15年確定年金、10年保証期間付終身年金定額型のなかから年金タイプをご選択いただけます。

- 10年確定年金の場合



- 10年保証期間付終身年金定額型の場合



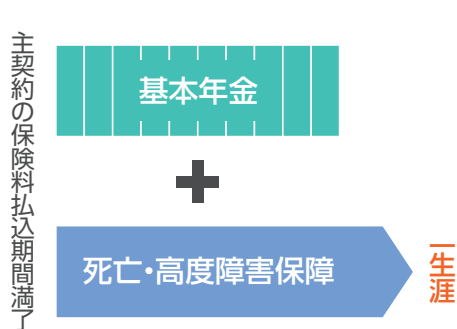
年金+終身保障コース

(主契約の一部を年金に移行した場合)

2つのニーズを 同時に満たしたい方へ

- 一部を死亡・高度障害保障として、一部を年金としてお受け取りいただくコースです。
(この場合、死亡・高度障害保障は減額されます)

- 10年確定年金+死亡・高度障害保障の場合



- 将来お受け取りになる基本年金年額は、保険のご加入時点で定まるものではなく、変更日(年金開始日)の基礎率(予定利率等)により算出されます。
- 10年保証期間付終身年金は、被保険者が死亡された時期によっては、年金のお受取総額が既払込保険料相当額を大きく下回る場合があります。
- 基本年金年額または、主契約の一部を年金に移行した場合における終身保障の保険金額が所定の金額を下回る場合、年金への移行のお取扱いはできません。
- 変更日における主契約の被保険者の年齢が81歳以上の場合、年金への移行のお取扱いはできません。
- 年金コースの場合、リビング・ニーズ特約および重度がん保険金前払特約は消滅します。
- 傷害特約の保障は80歳まで継続します。ただし、年金コース(確定年金)の場合は、80歳または年金支払期間満了日までのいずれか短い期間まで継続します。
- 保険料一時払いの場合で、ご契約日から5年経過していないとき、または主契約の保険料払込期間が終身の場合で、ご契約日から10年経過していないときは、年金への移行のお取扱いはできません(主契約の保険料払込期間が終身の場合、保険料払込終了制度により保険料を払込満了の状態にした後、年金への移行をすることができます)。

※記載の内容は2021年11月現在のお取扱いです。マイコース(保障内容変更制度)については、将来、お取扱いの内容が変更となる場合、または、お取扱いしていない場合があります。

生命保険と相続のはなし

生命保険にご加入いただくと、 相続税の課税額が少なくなります

相続税の非課税限度額は以下のように計算します。

相続税法第12条 契約者と被保険者が同一で死亡保険金の受取人が相続人の場合

相続税の非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

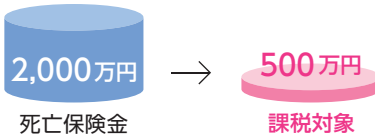


相続人が妻と子2人の場合

500万円 × 3人 = **1,500万円**

相続税の非課税限度額

例えば 上記相続人が死亡保険金2,000万円を受け取った場合



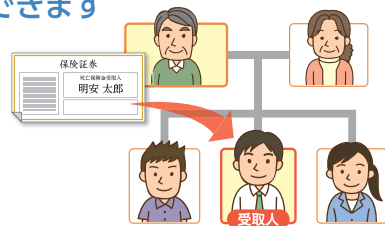
※課税対象となる金額は、お受取りになる死亡保険金をすべて通算し、適用されます。

そのほかにも、生命保険ならではの特徴があります

あらかじめご指定いただいた受取人が受け取ることができます

ご契約いただく際に、「死亡保険金受取人をご指定いただくため、将来誰が受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です。

※死亡保険金受取人には、指定いただける続柄の範囲があります。

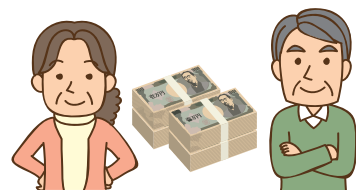


速やかに現金を受け取ることができます

死亡保険金は受取人固有の財産のため、原則として遺産分割協議の対象とはなりません。

したがって、死亡保険金受取人によるお手続きにより、当面の生活資金や納税資金に活用することが可能です。

※相続人間に著しい不公平が生じる場合には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。



記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は、右の「留意・補足事項」の番号に対応しています。

1) 主契約について

留意・補足事項

| お支払いする保険金 | お支払いする場合 (支払事由) | お支払額 |
|-----------|----------------------------------|-----------|
| 死亡保険金 ① | 死亡したとき | 死亡保険金額 |
| 高度障害保険金 ① | 所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）に該当したとき | 死亡保険金額と同額 |

① 死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

2) 傷害特約について

留意・補足事項

| お支払いする 保険金・給付金 | お支払いする場合 (支払事由) | お支払額 | お支払いの限度 |
|-------------------|---|---------------------------|-----------------|
| 災害死亡保険金 ① | 不慮の事故の日から180日以内に死亡したとき | 災害死亡保険金額 | — |
| | 所定の特定感染症により死亡したとき | | |
| 障害給付金 ② | 不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第1級から第6級までの障害状態に該当したとき | 障害状態の程度により災害死亡保険金額の10割～1割 | 通算：災害死亡保険金額の10割 |

① 災害死亡保険金をお支払いした場合、特約は消滅します。また、同一の不慮の事故ですでに障害給付金をお支払いしている場合、これを差し引いてお支払いします。

② 同一の不慮の事故ですでに災害死亡保険金をお支払いしている場合、重複してお支払いしません。

3 リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約について

被保険者が以下の「お支払いする場合(支払事由)」に該当したとき、死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

| 特約名称 | お支払いする保険金 | お支払いする場合(支払事由) | お支払額 | お支払いの限度 |
|---------------|-------------------|--|-------------------------------------|----------------------|
| リビング・ニーズ特約 | リビング・ニーズ特約の特約保険金 | 余命6ヵ月以内と判断されるとき | [指定保険金額①] - [6ヵ月分の利息 + 6ヵ月分の保険料相当額] | 1契約につき1回限り(特約は消滅します) |
| 重度がん保険金前払特約②③ | 重度がん保険金前払特約の特約保険金 | 所定の悪性新生物(がん)④と医師によって診断確定され、以下のいずれかに該当すると判断されるとき 1. 治療をすべて受けたが、効果がなかった 2. 被保険者の身体的状態では、いかなる治療も受けられる見込みがない 3. 効果が期待できる治療がない | [指定保険金額①] - [3年分の利息 + 3年分の保険料相当額] | 1契約につき1回限り(特約は消滅します) |

留意・補足事項

- ご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ、**3,000万円以内**で設定できます。複数のご契約にリビング・ニーズ特約または重度がん保険金前払特約が付加されている場合、それぞれについて同一被保険者の指定保険金額を通算して3,000万円を限度とします。
- 重度がん保険金前払特約の付加にあたっては、リビング・ニーズ特約の付加が必要です。
- 重度がん保険金前払特約は、リビング・ニーズ特約が解約、解除またはリビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いなどにより消滅したときに、同時に消滅します。
- 非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんはお支払いの対象とはなりません**(ただし、皮膚の悪性黒色腫はお支払いの対象となります)。

4 代理請求特約について

被保険者がお受けになる保険金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合(表1)に、代理請求人(表2)が被保険者に代わって保険金などをご請求いただくことができます。

表1 被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合

- 被保険者本人が、事故や病気で寝たきりなどの状態になり、保険金などのご請求を行なう意思表示が困難な場合
- 被保険者本人が、がんなどの病名や余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、保険金などをご請求できない場合

表2 代理請求人

保険金などのご請求時において、次のいずれかを満たす主契約の死亡保険金受取人が代理請求人となります。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫など)
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど)
- 次のいずれかの者で、保険金などの受取人のために保険金などを請求する適切な関係があると当社が認めた者①
 - 上記の1から4までの者以外の者で、被保険者と同居している者(内縁関係(事実婚)の配偶者、同性パートナー②など)
 - 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者

- 死亡保険金受取人が法人である場合は、特約を付加することはできません。**
- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、保険金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

留意・補足事項

- 当社の定める書類の提出が必要となります。
- 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

5 保険金額に応じて適用される保険料率について

- 主契約の保険金額に応じて、下記のとおり保険料の割引があります。(一時払いのご契約を除く)

| 保険金額 ^① | 保険金額100万円あたりの割引額 ^② |
|-------------------|-------------------------------|
| 1,000万円以上 | 80円 |
| 1,000万円未満 | (割引はありません) |

留意・補足事項

- 減額などにより、**保険金額が小さくなった場合は、保険料が割高となる場合があります。**
- 保険料払込みの方法(回数)が月掛の場合の金額です。保険料払込みの方法(回数)が新半年掛の場合は6倍、新年掛の場合は12倍の金額となります。

6 保険料払込免除について

- 被保険者が不慮の事故の日から180日以内に、所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

7 配当金について

配当金は変動(増減)し、運用実績によってはお支払いできない場合もあります。

- 資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(自動積立)。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金を当社所定の利率^①で積み立てたものが積立配当金です。

留意・補足事項

- この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

8 ご契約者が法人(団体等)の場合について

保険金、給付金のお支払いについて

- ご契約者および死亡保険金受取人が法人である場合は、被保険者を受取人とする保険金および給付金を、死亡保険金受取人である法人にお支払いします。この場合、リビング・ニーズ特約および重度がん保険金前払特約による特約保険金の受取人も同様に死亡保険金受取人である法人となります。
- 従業員を被保険者とする保険契約の保険金および給付金をご請求の際は、ご家族(ご遺族)のご了解を要します。

経理処理について

- 経理処理について、詳しくは「法人契約の経理と税務」に記載しています。申告の際には、専門家または所轄の税務署に必ずご相談、ご確認ください。

9 その他留意事項

- 契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。例えば、満50歳7ヵ月の場合は51歳になります。
- 被保険者の健康状態によっては、特別条件をご承諾いただいたうえでご契約をお引受けする場合があります。この場合、保険設計書(契約概要)に記載の保障内容、保険金額、保険料または返戻金などが異なりますので、「保険証券」に加え、「特別条件付加承諾書」、「特別条件付契約のしおり」および「ご契約のしおり 定款・約款」も必ずご確認ください。なお、具体的な返戻金額の確認を希望される場合には、担当者におたずねください。
- 税務上の取扱いについては、2021年9月現在の税制に基づくものであり、今後税制の変更に伴い取扱いが変わる場合もあります。
- 贈与資金を保険料に活用するご契約の場合は、保険金額、保険料、保険料払込期間、解約時の返戻金の推移等について十分にご確認ください。また、ご契約後に贈与者の死亡等により保険料のお払込みが困難になった場合でも、ご契約を継続いただく方法がありますので担当者にお問い合わせください。なお、毎年贈与契約書を作成するなど、贈与を行なう場合の留意点がございまして、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

主契約の保険料払込期間が終身にわたるタイプでご契約の場合について

- 所定の金額を一時にお払い込みいただくことにより、主契約の保険料のお払込みを終了させることができます(保険料払込終了制度)^①。

留意・補足事項

- 特約の保障を継続する場合、特約保険料を一時に前納していただきます。

保険金・給付金などのお支払いについての留意事項

免責事由

免責事由とは、支払事由に該当していても保険金などをお支払いしない事由のことで、主に以下の事由です

- 責任開始日(復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日)から3年以内の自殺
- 被保険者などの故意または重大な過失 など

責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合

原則として高度障害保険金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません

所定の障害状態

約款に定める身体障害表に基づいており、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なります

例) 所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)
約款に定める所定の障害状態で、両眼の視力を全く永久に失った状態(回復の見込みのない状態)など

不慮の事故

約款に定める急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)です

「終身保険パイオニアE」に類似した商品について

「終身保険パイオニアE」のほかに、一生涯にわたり万一の保障を準備することができる終身保険として「エブリバディII」もあります。2商品の主な相違点は下表のとおりです。

| | 5年ごと利差配当付終身保険 | 5年ごと配当付利率変動型一時払特別終身保険 |
|-------------------------|---|---|
| | 終身保険パイオニアE |  |
| 保険料の払込方法 | ■ 一時払い・月掛・新半年掛・新年掛 (一時払いのお取扱いは、現在休止しております) | ■ 一時払い |
| 告知事項 | ■ 健康状態や職業などについて | ■ 職業などについて |
| 両眼失明などの高度障害状態になられた場合の保障 | ■ 高度障害保険金をお支払いします | ■ 高度障害保険金はありません |
| 死亡保障 | ■ 保険金額は契約日から一定です | ■ 第1保険期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑え、第2保険期間で大きくしています ■ 契約日から15年ごとに見直される予定利率に応じて死亡保障が増加する場合があります |
| 契約者貸付制度 | ■ お取扱いしています | ■ お取扱いしていません |

- それぞれの商品について、お取扱いの概要を示しています。各商品のお取扱いの詳細や主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。
- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。詳しくは、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。または当社の担当者などにご確認ください。



保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

生命保険契約のお手続きに関するご照会

コミュニケーションセンター「お電話によるご相談窓口」



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

UD FONT 見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



明治安田生命



担当者

募 I 2100109 商品開発 91166

2110